

## 名桜大学メディアネットワークセンター規程

(平成13年5月23日制定)

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成22年4月1日制定）第12条第3項の規程に基づき、名桜大学メディアネットワークセンター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、情報関連技術を用いて名桜大学（以下「本学」という。）の教育、研究に係る情報教育及び情報処理の高度化を推進し、地域社会との連携を深めながら、北部地域の人材育成の拠点としての役割を担うことを目的とする。

### (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の情報教育の支援に関すること。
- (2) 本学におけるネットワーク構築及び管理・運用に関すること。
- (3) センター開設講座の企画・実施に関すること。
- (4) 情報関連技術に係る学外との情報交換及び技術協力に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (構成)

第4条 センターは、センター長、副センター長及び職員によって構成する。

#### (センター長)

第5条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

- 2 センター長は、本学の専任教育教員の中から、学長が指名し、理事長が委嘱する。

#### (副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 2 副センター長は、本学の専任教育職員の中からセンター長が指名し、学長が任命する。

#### (センター長及び副センター長の任期)

第7条 センター長及び副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 センター長又は副センター長に事故があるとき又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (職員)

第8条 職員は、学習支援系の職員を充てる。

### (委員会)

第9条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、名桜大学メディアネットワークセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、センター長が委員長となり議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員会の構成)

第10条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 国際文化学系から選出された教員1人
- (4) 経営情報学系から選出された教員1人
- (5) 観光産業学系から選出された教員1人
- (6) スポーツ健康学科から選出された教員1人
- (7) 看護学科から選出された教員1人
- (8) 総務企画部から選出された職員1人
- (9) 財務部から選出された職員1人
- (10) 教務部から選出された職員1人
- (11) 学生部から選出された職員1人
- (12) 附属図書館から選出された職員1人
- (13) 学長が特に必要と認める者若干人

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集及び審議事項)

第12条 委員会は、委員長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) センターの管理・運営に関する事。
- (2) センターの事業計画及び予算・決算に関する事。
- (3) センターに係る規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 情報倫理に関する事。
- (5) その他センターの管理運営に係る重要事項に関する事。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者(学外者も含める。)の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事)

第13条 委員会は、構成委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第14条 委員会に関する庶務は、教務課において処理する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

この規程は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第5条第2項及び第10条は、平成25年4月1日から適用する。